

平成 28 年 2 月 26 日

内閣府公益認定等委員会

公益社団法人日本ポニーベースボール協会に関する勧告について

目 次

勧告の概要 ······	1
行政庁に対する勧告書 ······	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ ······	9



## 内閣府

平成 28 年 2 月 26 日  
内閣府公益認定等委員会

### 公益社団法人日本ポニーベースボール協会に関する勧告について

内閣府公益認定等委員会は、本日付けで、行政庁（内閣総理大臣）に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第46条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

#### （勧告の概要）

行政庁は、公益社団法人日本ポニーベースボール協会の公益認定を取り消すこと。

〔本勧告を受け、今後、行政庁において、公益認定法等に基づき手続が進められることとなります。〕

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）  
(委員会による勧告等)

第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

#### 【本件問合せ先】

内閣府公益認定等委員会事務局

黛、石塚

TEL：5403-9538(直通)

FAX：5403-0231



府益第222号  
平成28年2月26日

内閣総理大臣  
安倍晋三 殿

公益認定等委員会

委員長 山下徹



勧告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード:A005363
- (2) 法人の名称:公益社団法人日本ボニーベースボール協会
- (3) 代表者の氏名:井上 昌友
- (4) 主たる事務所の所在場所:  
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー8階

2 勧告の内容

公益社団法人日本ボニーベースボール協会(以下「当該法人」という。)については、以下に述べるとおり、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当するため、行政庁において、公益認定を取り消す措置をとること。

3 理由

当該法人については、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、平成27年10月2日付け府益第958号、同年12月7日付け府益第1239号により、それぞれ報告を求め、同年11月5日、平成28年1月5日にそれぞれ報告書の提出を受けるなど、事実確認を行ってきた。

その結果を踏まえ、公益認定等委員会において、同法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかについて審査したところ、以下の事実が認められた。

- I 当該法人は、平成 23 年 6 月 1 日に公益認定を受けて以降、平成 26 年度までの 4 か年度にわたり、社団法人であるにもかかわらず、その最高意思決定機関である社員総会を一度も開催していないかったこと。
- II 当該法人は、上記 I における社員総会を開催していない期間中、行政庁に提出する事業報告において、社員総会を開催している旨の虚偽の報告を続けたこと。
- III 当該法人の代表理事が、特定の理事の退任届を偽造し、また、開催していない社員総会議事録及び理事会議事録を偽造し、役員の変更について不実の登記を得たこと。

公益社団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 36 条等に基づき社員総会を開催しなければならない。上記 I の社員総会未開催については、一般法人法第 36 条に対する明白な違反であるばかりか、同法第 63 条（役員等の選任）、同法第 89 条（理事の報酬等）を始めとする同法の諸規定に違反していることも明らかであり、これらは公益認定法第 29 条第 2 項第 3 号の「法令に違反したとき」に該当する。

上記 II の行政庁への虚偽報告を続けたことについては、財産目録等の提出を義務付けた公益認定法第 22 条の規定の趣旨に違反する行為であることが明らかである。また、上記 III については、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する私文書偽造等（第 159 条）、公正証書原本不実記載等（第 157 条）に抵触する行為であることが明らかである。これら II 及び III については、公益認定法その他の法令の規定に違反し、公益認定法第 29 条第 2 項第 3 号の「法令に違反したとき」に該当すると考えられるほか、当該法人においては、そのような行為に係る責任の所在や原因を明確にせず、当該行為を主導したとされる代表理事の責任も追及していない。これらを踏まえると、公益認定法第 5 条第 2 号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な（中略）技術的能力を有するものであること」という基準に適合していないことが明らかであることから、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号に該当すると言わざるを得ない。

なお、「技術的能力」については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月（平成 25 年 1 月改定）内閣府公益認定等委員会）において、事業実施のための能力の確保を求めている。法令遵守は、公益目的事業を実施する上で当然に必要となる能力であり、法令に抵触する行為を 4 か年度にわたって継続的に行い、法人内外からの指摘を受けても責任の所在を明らかにしない法人については、公益目的事業を行うのに必要な能力が確保されているとは認められない。

以上のことから、当該法人は、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号「第 5 条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき」及び同項第 3 号「法令に違反したとき」に該当する。

なお、上記の事実確認の過程で、以下の事実が明らかになった。

(1) 法人運営に係る問題点に関する指摘があった後の法令違反

① 社員総会等における瑕疵ある決議等

当該法人が社員総会を開催せず、不適切な運営を行っていたこと等を指摘した理事（以下「指摘理事」という。）が複数存在したが、平成 27 年 10 月 10 日の社員総会の議事録によると、当該法人は、「緊急動議」と称し、指摘理事の一部を解任し、又は退任を承認した旨が記載されている。当該社員総会の開催手続きについて当該法人は、報告徴収に対する回答の中で、社員提案権に基づき理事の解任動議が提案され、出席社員 7 名中 5 名の賛成多数によって可決されたとしている。

しかしながら、社員提案権について規定した一般法人法第 44 条において、「社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき議案を提出することができる」とされているところ、当該社員総会の目的には「人事に関する事項」が存在しないことを、当該社員総会の招集通知で確認することができる。すなわち、社員総会の目的に含まれていない人事に関する事項を社員提案権により議題とし決議することは、一般法人法第 38 条及び第 39 条に規定する招集手続きに関する法令違反に当たると考えられる。

また、報告徴収に対する回答によれば、平成 27 年 10 月 10 日の社員総会に先立ち、同日、理事会が開催され、社員総会への出席者と議決権に関する議案が諮られており、その招集手続きには、一般法人法第 94 条第 2 項の理事等全員の同意がある場合には招集手続きを経ることなく理事会を開催できる、との規定が適用されたとある。しかし、同回答中には、同理事会の開催について「一部理事が違法であると指摘しました」とあり、一部理事が開催について反対していたのであれば、一般法人法第 94 条第 2 項の規定は適用されず、同日の理事会は法令に違反する手続きの下、開催されたこととなる。

これら 10 月 10 日に開催された社員総会前後における当該法人の対応は、10 月 2 日付けの当委員会からの報告要求を含め、当該法人内外から運営に係る問題点の指摘を受け、法人運営の適正化及び再発防止策の検討が求められた時期のものであるが、その過程においても法令を蔑ろにする法人運営を重ねたことは悪質であり、法令遵守の意識が欠如していると言わざるを得ない。

② 不当な社員資格の得喪条件

また、社員総会を構成する社員の資格の得喪についても、新規入会承認の件が議案とされた平成 27 年 9 月 25 日の理事会以降、不透明な対応を重ね、平成 27 年中の社員の入会を制限している。

報告徴収に対する回答によれば、社員の入会を制限した理由は、「混乱した状況下で新規に社員を受け入れることは妥当ではない」などとしているが、社員の入会を停止しなければならないような合理的な理由は見当たらない。合理的な理由もなく、上記理事

会以降3か月近くにわたって社員の入会を制限したことは、公益認定法第5条第14号イに掲げる認定基準に抵触する行為である。

当該法人は社員の入会を制限した上で、理事会において会員入退会規程を策定し、定款に定めのない審査基準として「人格、見識、行状、本会での活動状況など勘案して本会の目的に照らし、会員としてふさわしくないと認められる者」等を設け、入会申込みがあった場合、理事会が構成員を選・解任する倫理審査委員会の委員長に諮問し、その結果の報告を受け、理事会で入会の可否を決定している。

社員の資格の得喪に関する規定については、一般法人法第11条第1項第5号において、定款に記載すべき事項とされており、定款に根拠なく、理事会で自由に入会を制限することは許されない。また、このような理事会の恣意的な判断で、入会条件が付されるような仕組みは、たとえ定款に記載したとしても公益認定法第5条第14号イに抵触し、公益法人としては許容されない。

このように、当該法人は当該法人内外から運営に係る問題点を指摘され、公益法人として適切な対応が求められる状況にあっても、公益認定法その他の法令等に則り改善策を講じることなく、不適切な対応を重ねている。

## (2) 少年への暴言・暴力事案に対する不適切な対応体制

報告徴収に対する回答によれば、公益目的事業の実施に当たり、少年に対する暴言・暴力に係る事案（以下「不適切な対応事案」という。）が発生しており、その中の一人の加害者が、当該法人の事務局に在籍していることが明らかとなっている。一般に、不適切な対応事案を起こした当人が事務局に在籍している状況では、不適切な対応事案が発生してもこれに対する適切な措置がとられるることは期待できないと考えられ、とりわけ公益法人においては、公益目的事業の遂行に当たって信頼を確保するため、中立・公正な立場から徹底した事実解明等が求められることが自明であるところ、このような状況を放置している当該法人の役員については、公益目的事業を適切に実施するための運営能力が欠如していると言わざるを得ない。

当委員会事務局には、当該法人の事業に係る不適切な対応事案に関する情報が寄せられている。その中には、当該法人からの不適切な対応事案に関する報告に含まれていない事案も存在し、これについて当委員会事務局が確認したところ、本部に確認の上、回答する旨の反応があるなど、当該法人からの報告が全ての不適切な対応事案を網羅していない可能性を払拭できなかった。また、当該法人から報告があった不適切な対応事案の中には、不適切な対応事案があったチームから当該法人に対し、事案発生後、早期に報告が行われたものの、当該法人が調査等の適切な措置をとらず、そのことを当該法人関係者から指摘されるまで、放置していたのではないか、という疑惑を抱かざるを得ない事案があった。

これらは、少年への不適切な対応事案について、早期に対応せず、徹底的な調査を行わない当該法人の体質を反映した結果である可能性を示しており、また、そのような法人の体質が、報告徴収に対する回答中に記載のある平成27年度の「暴力行為発生件数が

増加している」とことと関連しているのではないか、との疑惑を拭い去れない。

当該法人は、報告徴収に対する回答の中で、「平成28年度より倫理審査委員会を発足させて、万一暴力行為が発生した場合にも厳正に対処」するとしているが、当該倫理審査委員会委員は、本勧告書2頁に示す直接的取消事由に該当する法令違反を繰り返した者で構成されている理事会の決議で選・解任するとしている。また、同倫理審査委員会の事務局は、不適切な対応事案を起こした者が在籍する当該法人の事務局とされており、そのような体制をとっている当該法人が、少年への不適切な対応事案に正面から向き合い、公益目的事業の在り方として適切な対応を行うことが見込まれるとは到底考えられない。

### (3) ずさんな法人運営

#### ① 不適切な印章管理及び押印

当該法人は、社員総会を開催していないにもかかわらず、各理事の印章を代表理事が用い、議事録を作成していた。このことについて確認を行ったところ、理事、監事の複数名が代表理事に印章を貸与又は印章を購入することを承認（以下「印章の貸与等」という。）し、押印が必要な際に代表理事に代理押印を依頼する運用が行われていた。印章の貸与等は、文書の真正性等を確保する押印の意義を失わせるおそれの強い行為であり、一般に、公益法人として不適切な運用と言える。

現に、指摘理事らは、代表理事に対する印章の貸与等、押印の依頼を行っていないとしている。そうであるとすれば、代表理事が自らの判断で印章の購入及び押印を行っていたこととなり、特定の理事の退任届の偽造と同様、極めて不適切な対応が繰り返されていたこととなる。

そのようなずさんな法人運営を続けてきた結果、共に同じ理事が押印している法務局への登記申請に用いられた社員総会の議事録と、行政庁に提出された同一日時に開催された社員総会の議事録の内容が異なるという事態が生じ、これについて報告徴収で回答を求めるとき、「議事録の写しを保存することを失念した」など、何が真正な議事録か当該法人自らが管理できなくなっていることを露呈するような説明が行われた。このようなことから、当該法人は、不適切な対応が更なる不適切な対応を生じさせる構造を法人内部に抱え込んでいると判断せざるを得ない。

#### ② 虚偽の退任届に関する理解しがたい主張

また、公益認定の取消し理由となっている上記Ⅲ中の特定の理事の退任届を偽造したことに関連し、当該法人は、報告徴収に対する回答の中で、特定の理事が「理事を辞任した覚えはない」としていることについて、退任の申出があったこととして理事会で承認し、当該理事会の議事録を特定の理事にメール送付しており、辞任が承認されたことを認知していたのであるから、「理事を辞任した覚えがない」と訴えることが「虚偽の訴え」であるとしている。

これは、社会通念に照らして全く理解し得ないものであり、このような主張をするこ

と自体、退任届の偽造行為の重大性を理解せず、遵法精神に欠けていることを示すものと考えざるを得ない。

### ③ 不適正な経理処理

当該法人は、指摘理事から不適正な経理処理に関する問題提起を受けたことをきっかけに、弁護士を構成メンバーとする第三者委員会を立ち上げ、調査を行っている。報告収録に対する回答の中で、当該第三者委員会の指摘について「当該調査結果に基づき不適切と指摘された金額を代表理事井上及び各理事が返還する」、「第三者委員会の尽力により、過去、規程通りに支給されていない経費の特定と現在の規程の不備をご指摘いただき」としている。しかし、第三者委員会から「理事長についてもその他の大方の理事についても、金額は確定できないものの、規律に反する不適切な支出があり、これらの者においてこれに対応する利益を本協会から得ていた事実が認められる。これは本協会が公益社団法人であることを考えるとまことに遺憾である。」「「協会資産を不法に領得した違法な行為」と評価できるかどうかについては、民事上は違法と評価することができ」と指摘されていることについては、回答で触れられていない。民事上、違法な経理処理を行い、違法であることの指摘を受けているにもかかわらず、当該法人は、金額が確定されたものについてのみ返金し、規程を整備すればよいという、責任の所在を明らかにしない法令遵守意識の欠落した法人運営を行おうとしているとの疑惑を拭えない。

また、経理処理について、関係者から当該法人の経理が不透明であるとの指摘があり、平成27年9月に当委員会事務局が当該法人に対して確認を行ったところ、同年11月にはHPを改正し、情報開示する旨の回答があった。このことは、当該法人関係者からの公開質問状への回答（平成27年10月2日付け）の中にも明記されている。しかし、当該法人は平成28年2月時点においても当該情報開示を行っておらず、情報開示の適正性についても疑義があると言わざるを得ない。

### ④ 法人運営を自律的に改善する意識の欠如

当該理事会の議事録に記載されている特定の理事の退任の申出に関連し、当委員会事務局から当該法人に対して、退任届の有無の確認及び提出を求めたところ、「退任届は探したが見つからなかった」旨の回答があった。その後、代表理事が「偽造」したとの回答があったため、当委員会への経緯説明及び偽造した退任届の提出を求めたところ、当初の回答について「探したが見つからなかったと回答いたしました。存在しないとは説明していませんでした」と、この問題を著しく軽視し、当委員会から説明を求められなければこの問題を看過していたのではないかと考えられるような説明を行っている。

また、特定の理事の退任届を偽造したことについて、「退任した」と通知したことに対し、当該理事から異議がなかった、と説明しているほか、不透明な旅費の支給に関する問題点を指摘した理事が自らも旅費を受け取っていたことを理由に、「旅費規程の存在も知らずに、どのような判断で旅費の支給を受けていたか理解に苦しむ」などと、お

よそ法令及び定款等に則り自律的な法人運営を図ることなど念頭にないかのような姿勢が見受けられる。

このほか、報告収録に対する回答中に記載のある監事が問題点の指摘を行った際の対応などを勘案すると、当該法人は、指摘を受けるまで問題の所在を看過し、指摘があつても他者の言を借りて正当化を試み、正当化できない場合には「ご指摘を真摯に受け止め」改善する旨の回答を漫然と繰り返すのみで、責任の所在を明らかにせず、真摯な対応を行っていない。このため、公益法人であれば当然に求められる自律的な運営改善を見込むことは困難と判断せざるを得ない。

#### (4) 公益認定の取消しの妥当性

公益法人は、一般法人法及び公益認定法に基づき適切なガバナンスを構築することが期待されており、万一、不適切な行為を行うことがあったとしても、自らのガバナンスの下で、自律的に運営改善を行うことが期待されている。しかしながら、上記のような行為を繰り返す当該法人に、今後、少年を守り、安心して競技を続けられる環境を構築できると期待することは極めて困難である。

このような状況にある当該法人が引き続き公益認定を受けているという事実は、誤ったイメージを多くの者に付与することもあり得ても、公益に資することはないと考えらえる。したがって、当該法人のこのような実態をポニーベースボールの関係者を含む国民に対して明らかにするとともに、緊急性を持って取消しに臨むべきである。

以上のことから、早急に公益認定を取り消すことが妥当である。

# 公益法人の監督措置に係る手続の流れ

## (公益社団法人日本ポニーベースボール協会に関する勧告)

